

令和7年度 黒滝村会計年度任用職員(公用車運転手)の 募集及び任用選考試験案内

令和7年10月1日

黒滝村総務課

- 受付期間 随時募集（応募があり次第、受付を終了する場合があります。）
（土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。）
- 面接日 申込受付後、追って面接日を連絡します。
- 面接会場 黒滝村役場 2階 委員会室

1. 職種・任用予定人数等

職 種	任用予定 人数	職 務 内 容
会計年度任用職員 (公用車運転手)	若干名	(1)村長等の出張に伴う公用車運転業務 (2)公用車の洗車・日常点検等

2. 就業場所

吉野郡黒滝村寺戸77番地 黒滝村役場

3. 任用期間

任用開始日から令和8年3月31日

- ※ 任用開始日については、ご相談のうえ決定します。
- ※ 任用期間は、原則として更新しません。（任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。）

4. 受験資格

- (1) 普通自動車免許を有する人（AT限定可）
- (2) 業務遂行できる体力に自信のある方
- (3) 地方公務員法第16条に該当しない人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 試験の方法

種 目	内 容（時間については予定です。）
面 接	個別面接を行います。（1人15分程度）

6. 受験手続

（1）受験申込書用紙の請求

会計年度任用職員応募申込書は、黒滝村役場総務課で交付します。

また、黒滝村ホームページ(<http://www.vill.kurotaki.nara.jp>) にこの案内及び受験申込書様式（PDFファイル形式）を登載しますのでダウンロード可能です。

※ 郵便による請求の場合は、郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（長型3号[23.5 cm×12 cm]に110円切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記あてに請求してください。

〔あて先〕 〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場総務課 会計年度任用職員任用係 あて

※ 請求用封筒表余白に「会計年度任用職員応募申込書請求」と朱書きしてください。

（2）受験の申込方法

受験希望者は、所定の応募申込書に必要事項を記入し、黒滝村役場総務課・会計年度任用職員任用係に提出してください。また、履歴書（本人自筆で写真を貼ったもの）及び自動車運転免許証の写し（両面）を1部併せて提出してください。

※ 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（長形3号 [23.5cm×12cm] に110円切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記あてに送付してください。

〔あて先〕 〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

黒滝村役場総務課 会計年度任用職員任用係 あて

※ 申込封筒の表余白に「会計年度任用職員受験申込」と朱書きしてください。

（3）受験受付票の交付

受験の申込を受理した場合は、受験受付票を交付（郵送）しますので、面接当日持参してください。

7. 試験結果発表通知

選考後速やかに通知します。

8. 任用方法

- (1) 任用候補者名簿を作成し最終合格者の氏名を選考順に記載します。任用は名簿登録者のうちから任用します。
- (2) 任用期間は、原則として更新しません。(任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。)
- (3) 任用候補者名簿の有効期限は、原則として名簿が作成された日から1年間です。

9. 待遇等

- (1) 雇用形態 パート労働者
- (2) 給与 給料（時給） 1, 141円
- (3) 諸手当 通勤手当：通勤距離に応じて支給
（通勤距離が短い場合支給されないことがあります。）
地域手当
- (4) 勤務時間 8時30分から17時15分までの4時間程度
※時間外勤務、休日勤務を命じる場合があります。
月平均 25時間未満
- (5) 所定労働日数 週1日～週3日程度
- (6) 休日等 土曜日・日曜日・祝祭日・
年末年始（12月29日から翌年1月3日）
- (7) 条件付採用 採用は、条件付きのものとし、良好な成績で勤務した時に会計
年度任用職員として正式採用となります。
- (8) 給料締切日 固定（月末）
- (9) 給料支払日 固定（翌月21日
ただし土曜日・日曜日・祝祭日となる場合は、前日）

10. 服 務（人事評価制度、懲戒処分の対象）

任期中、以下の義務を負います。

- （１）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 号）
- （２）信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 号）
- （３）秘密を守る義務（地方公務員法第 34 号）
- （４）職務に専念する義務（地方公務員法第 35 号）
- （５）政治的行為の制限（地方公務員法第 36 号）
- （６）争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 号）
- （７）兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業している場合は、速やかに所属長に届けてください。兼業内容によっては、上記の服務規程に違反し、懲戒処分または分限処分の対象となる場合があります。

11. その他

- （１）黒滝村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等、黒滝村の該当する条例等に準じての任用となります。
※給料（時給）等については、条例等の改正により、改定する可能性があります。
- （２）申込書類は受付後返却しません。申込書に記載された個人情報、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外には使用しません。

12. お問い合わせ先

黒滝村役場総務課 会計年度任用職員任用係

〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

Tel 0747-62-2031

Fax 0747-62-2569